

◇ 計算書類の読み方 ◇

【事業活動収支計算書と資金収支計算書他】

学校会計の収支計算書類は、企業の損益計算に近い計算構造の**事業活動収支計算書**と、負債性収入（借入金等）及び資産取得に要した支出も含めた資金の流れを明らかにする**資金収支計算書**の2種類の計算書類があり、また、年度末における財産の状態を明らかにするために**貸借対照表**があります。

事業活動収支計算書では、授業料等の負債とならない収入を「事業活動収入」といい、当該会計年度において人件費、減価償却額を含めた教育研究経費および管理経費、借入金利息等当年度で消費してしまう支出を「事業活動支出」といいます。この収支を①教育活動、②教育活動以外の経常的な活動、③特別な活動（①②以外）ごとに区分し、収支の内容を明らかにするとともに、ここから資産の取得（施設・設備の購入）相当額等を**基本金組入額**として控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすることを目的としています。もし、このバランスがとれず当年度収支差額がマイナスということになれば、健全な財政状態とはいえません。収支均衡に努力しなければ、将来の教育・研究活動に支障をきたすことになりかねません。

一方、**資金収支計算書**は、その年度の教育・研究諸活動に対応する資金の使途（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）のすべてを明らかにしたものです。通常の研究教育に関わる収入・支出とともに、施設の建設や借入金等も含んだ全ての資金を伴う収入・支出が掲載されており、大まかな区分ではありますが学校にどのような収入がありこれをどう使っているか、また、資金繰りの健全性があるかを表しています。また、平成27年度から新たに**活動区分資金収支計算書**を作成しています。これは、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に近いもので、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を①教育活動、②施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動、③資金調達その他の活動（①②以外）ごとに区分して記載しています。この結果、各活動区分に応じた収支構造が把握しやすくなっています。

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部から構成され、それぞれの科目ごとに、当年度末の額を前年度末の額と対比する形で記載しています。

【基本金組入額】

基本金組入れは、学校がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持することを要求されていることから、基本金対象資産として定められた資産相当額は、明確に区分し、事業活動収入のうちから当該金額を組み入れるという学校法人会計の基本的な考え方に基づく会計処理です。

この考え方から、各学校法人は教育水準の維持・向上のために、自己資金である事業活動収入から諸活動に必要な資産等を取得・維持していくことになります。そのうえで、事業活動収支計算書においては、当年度収支差額が均衡することが求められます。

※固定資産の取得が借入金による場合は、その収入が自己資金（事業活動収入）とならないため、取得年度では基本金組入れを行わず、自己資金で借入金を返済したとき、その都度組入れることになっています。

<基本金及び基本金の対象となる資産>

①第1号基本金

施設・設備などの固定資産（図書を含む）の取得額

②第2号基本金

将来の施設取得等のために収受した寄付金等を、あらかじめ計画的に積み立てる金銭等資産の額

③第3号基本金

奨学金等の基金として保持し運用する金銭等資産の額

④第4号基本金

恒常的に保持すべき資金（別に文部科学大臣が定める額：事業活動支出の約1カ月分）

※基本金には、必ず対応する資産がありますが、基本金自体は何らの資産ではありません。基本金は、学校が継続して維持すべき資産を概念的に金額で表した規模ということになります。